第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|----|-------|-----|-----------------|--|---|
| 1 | 実施方針 | P11 | 4 - (2) - 4 - 1 | 「1年以上の空調設備に関する維持管理実績を有している事」とありますが、改正フロン法が施行されて1年あまりの状況の中、フロン排出抑制法に基づく簡易点検については1年以上の経験がなくてもよいでしょうか? | 維持管理業務実績として、フロン排出抑制法に基づく点検は含んでいなくても良いものとします。 |
| 2 | 入札説明書 | P2 | 第2 - 2 | 「既存の空調設備の点検を行ないます」とありますが、これは、フロン点検のみを行なえば良いと考えて宜しいでしょうか? | フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検を想定しています。 |
| 3 | 入札説明書 | P4 | 第3 - 1 - (1) | | 同一企業による複数業務の担当する場合の要件として、同一現場において施工企業と工事監理企業は、同一の者又は資本面において密接な関連のある者であることを認めていないため、複数の企業で応募していただくことになります。 |
| 4 | 入札説明書 | P4 | 第3 - 1 - (2) | ありますが当社が施工業務の一部を協力企業に再委託する場合は当社が代表企業になれないということでしょうか。すなわちSPCを設立しないといけないという解釈になるのでしょうか。SPCを設立しないで施工業務以 | わせる場合についても、発注する企業は施工企業とみなされるため代表 |
| 5 | 入札説明書 | P5 | 第3 - 2 - (2) | 設計業務又は施工業務での条件において現在当社が川西市入札参加 資格者名簿に登録されていません。実施方針にて資格者名簿への登録 を受け付ける予定とありますが時期はいつ頃になりますでしょうか。 | 入札参加資格審査の追加申請については、7月29日付けで、市ホームページに公表しましたので、確認してください。 |
| 6 | 入札説明書 | P6 | 第3 - 2 - (3) | 同一企業による複数業務の担当についての要件について、同一事業対象箇所における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。とありますが、最低2社以上で構成企業を組んで参加しなければならないということでしょうか。 | |
| 7 | 入札説明書 | P14 | 第4 - 4 | 本文には「審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照して下さい。」とありますが、別添資料がありません。公表は後日でしょうか。又、内容には価格点と内容点の配分、及び内容点については審査のポイントと各々の配点の記載はありますか。 | 落札者決定基準は7月25日付けで、市ホームページに公表しましたので、確認してください。 |

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|----|-------|-------|----------------------|---|--|
| 8 | 入札説明書 | 別紙3-1 | 2 - (1) | サービス対価Aをお支払い頂〈際に「完成検査書」という書類が必要とありますが、事業契約上の「完成確認書」と同じものでしょうか。 | ご理解のとおりです。「完成検査書」は、「完成確認書」と修正します。 |
| 9 | 入札説明書 | 別紙3-2 | 2 - (3) | サービス対価Cの初回は「設備の引渡しが完了し供用を開始した日」が 起算日と記載があります。 また、事業契約書第47条によると、「供用開始」は「引渡時」と規定されて います。 すなわち、サービス対価Cの支払いの起算日は、引渡日である平成29年 8月末日と同日なのでしょうか。 | 新規設備の引渡しは、平成29年9月1日午前0時時点に行うこととし、供用開始日は平成29年9月1日であり、サービス対価Cの支払いの起算日も平成29年9月1日とします。これに伴い、事業契約書(案)第46条の「甲に対し、平成29年8月末日午前0時に、…」は、「甲に対し、平成29年9月1日午前0時に、…」に修正します。 |
| 10 | 入札説明書 | 別紙3-2 | 2 - (3) | 維持管理費は毎回同額でしょうか。 | 同額あるいは年度ごとの業務量に応じた額のいずれでも構いません。 |
| 11 | 要求水準書 | P17 | 第2 - 3 - (2) - 1 - b | 「月別のエネルギー消費量」とありますが、室内機及び全熱交換器の電力量は、運転時間と室内機の消費電力量の積で、算出してもよろしいでしょうか?室内機の運転時間は把握できますが、実際に室内機に使用した電力量を計量するのは、難しいと思われます。 | 「月別のエネルギー消費量」については、要求水準書 p.17 bに記載のとおり、「学校単位、月単位」での計量を求めるものです。ただし、さらに詳細な単位での計量を行う提案を拒むものではありません。また、当該項目の「川西養護学校の場合は、全熱交換機分を含みます」は、「久代幼稚園、川西南中学校、川西養護学校の場合は、全熱交換機分を含みます」に修正します。 |
| 12 | 要求水準書 | P19 | 第3 - 1 - (3) - 1 | 『・・・・学校ごとに補助員(主任技術者)を配置する等、・・・・』とありますが、この補助員が同時に担当できる校・園は最大何校ですか。 | 補助員の配置については、事業者の提案に委ねます。 安全に工事が実施されるよう適切に配置してください。 |
| 13 | 要求水準書 | P34 | 第6 - 3 - (1) - 1 - b | 「シーズンイン点検を行なうこととします」とありますが、冷房イン・暖房イン共に点検をしなくてはいけないのでしょうか?ご教授願います。 | シーズンイン点検は、冷房インのみとします。 |
| 14 | 樣式集 | P7 | 5 | | 計算根拠等を確認するため、個別に提出を求める場合がありますが、それらに対応することを前提に、ノウハウの流出と考えられる計算式等の提出を行わないことを認めます。ただし、様式8シリーズ、様式9シリーズについては、必ず計算根拠の確認を行いますので、留意してください。 |

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|----|-------|-----------------------|--------------|---|---|
| | 様式集 | 様式2 - 14 | 添付資料 | 「6.法人税納税証明書」「消費税納税証明書」について、取得ができる最新の「その3の3」の提出で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | | | | | |
| 16 | 様式集 | 様式8 - 4 A / B C | 114行 124行 | 「使用するエネルギー単価は、平成 年 月 日現在のものを用いること」とありますが、いつ、どのような形で公表されるのでしょうか? | 8月中旬を目途に後日、市ホームページで公表します。 |
| 17 | 事業契約書 | P14 | 第26条 5 | 「別紙4「3」「(2)」」とありますが、該当すると思われる資料がありません。 誤謬でしょうか。 | ご指摘のとおり、「別紙4「3」(2)」は、「別紙4「3」」と修正します。 |
| 18 | 事業契約書 | P17 | 第35条 3 | 「何らの通知を行わないときには、乙は完成確認に合格したものとみなすことができる」とありますが、完成確認を明確にする意味でも市より必ず、通知を頂けませんでしょうか。 | 完成確認書を交付します。 |
| 19 | 事業契約書 | P26 | 第46条 | 年8月末日」に一括で行われますが、学校単位で、「完成確認書」の交付 | 学校ごとの完成確認書の交付でも対応致しますが、それによって、市は 設備の所有権移転や引渡しを受けるものではありません。設備の所有権 移転や引渡しは第46条によります。また、市が選定事業者に支払うサー ビス対価は、全設備引渡し後に別紙10に従って支払います。 |